社会福祉法人恵那市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵那市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款 第10条及び定款第25条の規定に基づき、役員等に対する報酬及び費用弁償について、 必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

- 第2条 報酬及び費用弁償を支給する役員(以下「役員等」という。)は、次のとおりとする。
- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常務理事
- (4) 理事、監事及び評議員
- (5) 会長が必要と認めた者

(報酬)

- 第3条 役員等の報酬は別表1のとおりとし、毎年度末にこれを支給する。ただし、会長が必要と認める場合は、年2回以上に分けて支給することができる。
- 2 役員が新たに選任又は委嘱された場合は、選任又は委嘱された月から支給し、退任した場合は、退任した月までの額を支給するものとする。
- 3 前各号の規定にかかわらず、地方公共団体の職員、市議会議員、本会職員及び本会嘱 託職員には、報酬は支給しないものとする。
- 4 評議員には、定款第10条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。 (報酬及び費用弁償の範囲)
- 第4条 役員等が次の会議に出席する場合に報酬及び費用弁償を支給することができる。
- (1) 理事会、評議員会
- (2) 会長が必要と認めた会議

(費用弁償の額)

第5条 費用弁償の額は、別表2により支給することができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬 等の支給の基準として公表するものとする。

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員等に支給する報酬及び費用弁償の支給に関し

て必要な事項は評議員会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年5月27日に施行し、平成25年7月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 報酬額

	報酬額	(単位:円)	備考
役職名	支払区分	金額	
会長	月額	30,000	
副会長	月額	5,000	
理事	日額	2,000	
監事	日額	3,500	
評議員	日額	2,000	18万円までの範囲内
常務理事	月額	156,300	
第2条(5)に掲げる者	日額	2,000	

^{*}日額報酬については、会長が定める会議等に出席した場合に支給する。

別表 2 費用弁償額

区分	日額	備考	
片道 0 km以上~5 km未満	100 円	公共交通機関の場合(鉄道・バス)は運賃の額	
片道 5 km以上~10 km未満	210 円	n,	
片道 10 km以上~15 km未満	355 円	n,	
片道 15 km以上~20 km未満	500 円	II.	
片道 20 km以上~25 km未満	645 円	n,	
片道 25 km以上~30 km未満	790 円	n,	
片道 30 km以上~35 km未満	935 円	n,	
片道 35 km以上~40 km未満	1,080 円	n,	
片道 40 km以上	1,220 円	II.	